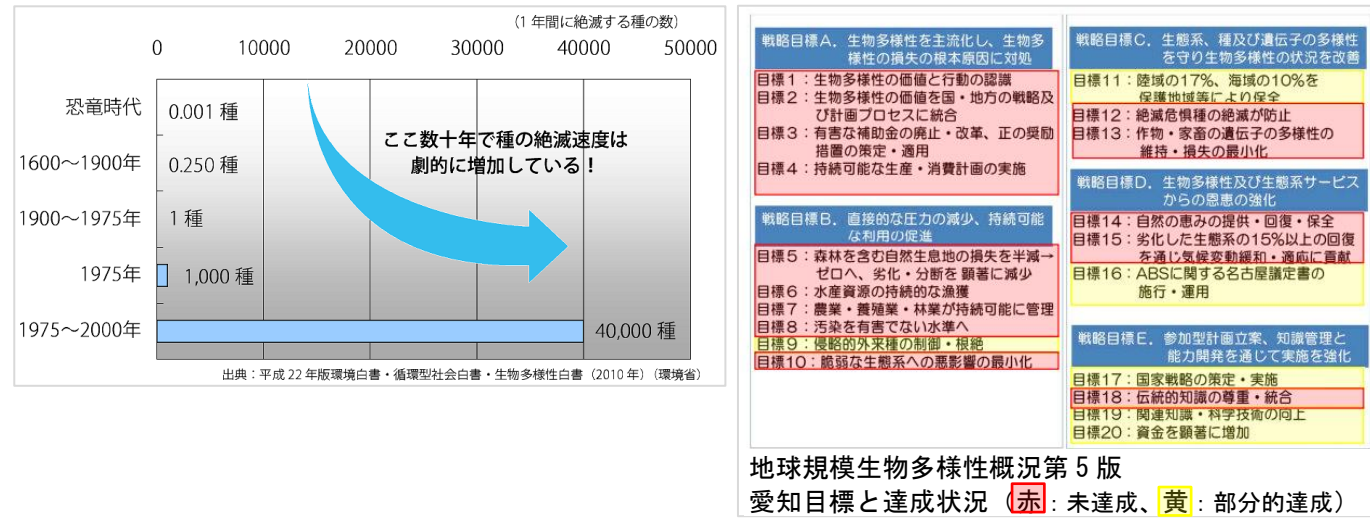


1 背景

(1) 生物多様性の危機的状況

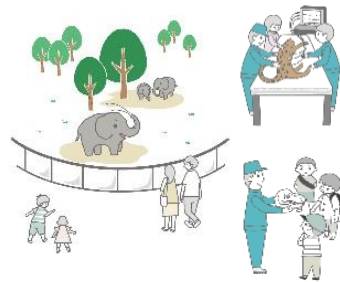
現在、地球上の生物は毎年4万種が絶滅していると言われており、かつてないスピードで生物多様性が失われています。1993年に発効された生物多様性条約に基づき、世界各国が生物多様性の保全（以下「保全」といいます。）やその構成要素の持続可能な利用等の実現のために取り組んでいます。しかしながら、目標達成は不十分であり、人間の活動は生物多様性に依存しており、現在の経済行動などは生物多様性に悪影響を与えていることを踏まえ、「今までどおりからの脱却」、「社会変革」、「個別ではなく連携した対応」が必要とされています。



(2) 動物園*に求められる社会的な役割の変化

日本の動物園は、市民の憩いの場として発展してきた経過から、レクリエーション機能の充実が求められる傾向がありました。しかし、現在は生物多様性を保全していくため国際社会全体でさまざまな取組が行われている中で、動物園には環境教育など保全に向けた行動を促す取組や飼育繁殖技術の確立により種の保存に貢献することが社会的に求められています。

※動物園・・・この条例では、動物園、水族館、昆虫館などの名称に関わらず、主に野生動物を飼育及び展示し、繁殖による生息域外保全に取り組み、野生動物の保全に関する調査研究及び教育活動を行う施設と定義しています。



海外

【WAZA 保全戦略】
世界動物園水族館保全戦略

以下取組を動物園水族館がなすべきこととして提唱しています。
・保全への取組
・保全文化の創出
・野生種の救済
・行動変化への影響
・個体群管理 etc

世界動物園水族館協会 (WAZA)

国内

【生物多様性国家戦略 2012-2020】
生物多様性国家戦略 2012-2020
平成24年9月28日

環境省

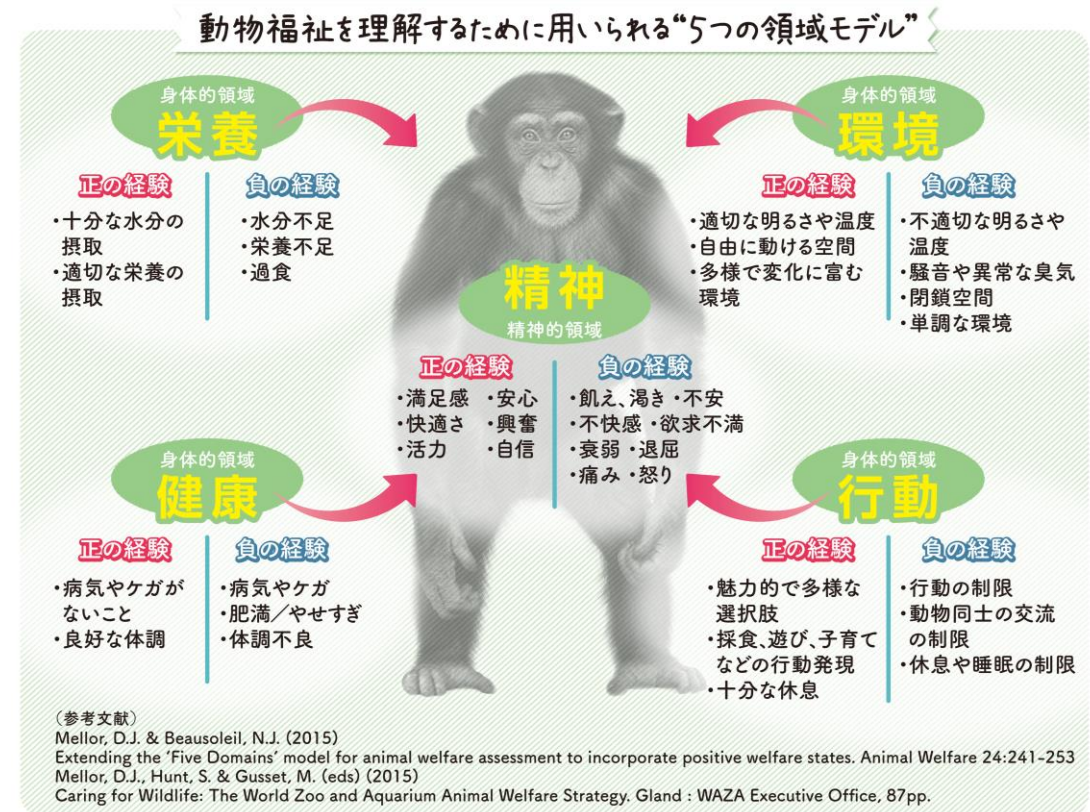
【生物多様性国家戦略 2012-2020】
○国内希少野生動植物種の保護増殖事業計画について、動物園などと積極的に連携していく。
(環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省)
○動物園等は、今後も人々の多様な学習活動を支援するための機能をさらに充実し、知的好奇心・探求心を刺激することができるような場としていく。(文部科学省)
○各地の動物園等と連携・協力して、各地で地域セミナーやワークショップを開催する。(環境省)

(3) 動物福祉に対する関心の高まり

動物を飼育するうえで、「動物の肉体的及び心理的な状態（これをこの条例では「動物福祉」と定義しています。）」が良い状態なのか悪い状態なのかを科学的知見に基づき把握し、生涯を通して苦痛や不安などがなく動物本来の行動を発現できるよう、動物の種や個体の要求に応じた飼育環境や獣医療体制を整備する取組が国際的に広がっています。

動物福祉 = アニマルウェルフェア (Animal welfare) の訳語

アニマルウェルフェア…飼育動物の生活環境に起因する身体的・心理的な状態をいい、その状態は人間の主観ではなく、動物がどう感じているかを科学的に評価して判断するものとされています。元タイギリスにおいて家畜の適正な飼育管理に対して提唱され広がったものですが、現在は動物園で飼育する野生動物にも求められています。

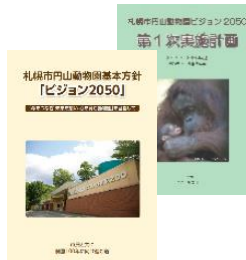


(4) 円山動物園における動物愛護管理法に基づく改善勧告を受けた動物死亡事故

円山動物園は、2015年7月にマレーグマの繁殖のための同居訓練中に、闘争によってマレーグマ1頭が死亡する事故を起こし、その一連の飼育管理等に対し動物の愛護及び管理に関する法律に基づく改善勧告を受けました。これは、動物の状態を見極め、適切な判断を組織としての確に行う体制ができていなかったことが原因でした。札幌市はこの事故を深く反省し、繁殖推進体制のみならず飼育管理体制全般を見直し、各種計画やマニュアルの整備、職員教育の強化、施設の総点検及び改善等を実施してきましたが、二度と同じ間違いを繰り返さないよう、今後も着実に良好な動物福祉の確保に取り組まなければなりません。

(5) 札幌市円山動物園基本方針「ビジョン2050」の策定と実践

誤った飼育管理方法により動物を死亡させたことを機に、改めて動物園の運営目的や良好な動物福祉を確保することについて見つめなおし、開園100年目を迎える2050年を見据えた新たな運営方針として、2019年3月に札幌市円山動物園基本方針「ビジョン2050」を策定しました。



飼育動物の良好な動物福祉を確保しながら、「保全」、「教育」、「調査研究」、「リ・クリエーション※」に力を入れていくこととしていますが、動物園事業を定める法律がない中では、札幌市の行財政の状況等によって、例えば収益を最優先した方針に変更できる状況です。

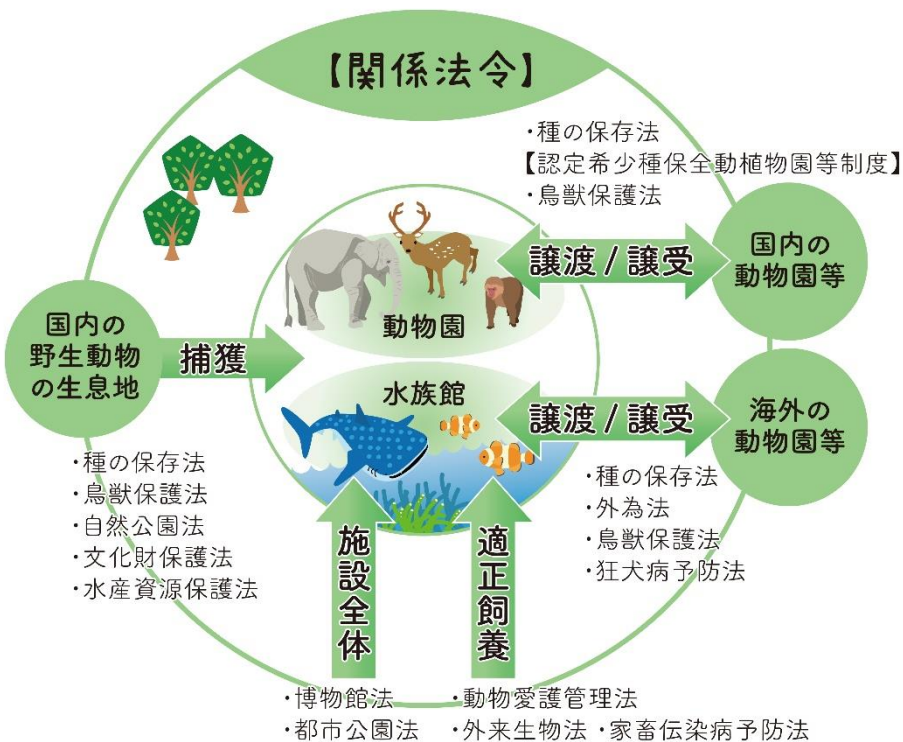
この現状では、動物園が社会的に求められる保全や動物福祉向上の取組を担保する法的根拠がない不安定な状態です。現在の希少な野生動物を含め、地球上の多種多様な生きものの展示を通して様々なことを学ぶ機会を提供し続けていくためには、「ビジョン2050」の法的な根拠が必要と考えています。

※リ・クリエーション・・・「ビジョン2050」では、レクリエーションに代わる表現として「再創造」と定義しています。

(6) 国内法令の現状

海外では、これらの社会情勢に対応して、保全や動物福祉向上に取り組まなければ動物園の営業が許可されない法律が整備され、動物福祉に関する個別の法規制とともにこれらの取組が強化されている国もあります。

しかしながら、日本には動物園の設置目的や事業内容を包括的に定めた法律がなく、動物の飼育や展示の目的は運営事業者によってさまざまです。多くの動物園で遊園地の併設や集客をメインとしたイベント開催の充実が図られ、種の保存や環境教育の側面よりもエンターテインメント施設の側面が強く認識されてきました。また、動物福祉に関連する法律はあるものの、それらの法律には野生動物の保全を念頭にした動物福祉向上の取組や科学的知見に基づき改善を重ねていく観点が不十分であり、先進的な海外の動物園に比べ日本の動物園は保全や動物福祉向上の取組が遅れているのが現状です。



【現状】

① 現行の法律には、動物園の定義や事業活動を包括的に定める法律はなく、国際的に求められる「**保全と動物福祉向上の両方を果たしていくこと**」が明確ではない。

② 世間一般では、動物園が生物多様性の保全のために必要な施設という認識は低い*。
 ※令和2年度第1回市民意識調査結果【円山動物園が必要と思う理由】
 ・子どもを遊ばせる場所だから 48%
 ・希少な野生動物を守る場所だから 28%

③ 上記①に関する国の法制化の動きはない。

(7) 希少な野生動物の展示における課題

生きた動物の展示を通じた環境教育等を継続していくためには、繁殖等の取組によって展示動物の命をつないでいく必要があります。展示動物は、かつては野生から捕獲して導入する場合がありますが、現在では、動物園で生まれた動物が中心となっています。海外から動物を導入する場合、ワシントン条約※において取引が厳しく規制されており、動物種によっては感染症の懸念などからそもそも海外から移動することが極めて困難な場合があります。そのような中では、保全を目的とした動物園同士の連携がなければ展示動物の減少は避けられず、継続的な動物園運営も難しくなります。※ワシントン条約…絶滅のおそれのある野生動植物種の国際取引に関する条約

【円山動物園の希少動物の例】

ワシントン条約付属書I（商業目的の国際取引が禁止）に掲載されている動物の一例



2 条例制定の必要性、意義（条例制定による効果）

(1) 動物園の持続可能な運営に必要な機能を高めるため法的規範が必要

動物園には、様々な公的機能※があります。中でも動物園の存続に関わる「生物多様性の保全」の役割があります。※公的機能…社会一般に有益な影響を与える能力

生物多様性の保全のための取組には、野生下の生息環境を伝えることや動物の繁殖を通じて、野生動物や生息環境の保全につなげる取組があります。この取組は動物を飼育する社会的な意義を高めるものであり、動物園運営を継続していくために必要不可欠な取組です。

動物園の定義や事業活動を包括的に定める法律がないことから、札幌市としては、運営目的等を明確にし、動物園が行う生物多様性の保全活動を推進する条例が必要と考えています。

(2) 展示や教育活動の魅力向上へ

例えば、生息地に近い環境をつくることで、その動物が持っている習性がさらに発揮されるようになるなど動物福祉の向上につながります。同時に、野生下の生息環境を思い浮かべながら動物の特性や保全の必要性をより一層感じることができるよう展示や教育活動になっていくことが期待されます。この条例を根拠に動物園の魅力向上への取組が促進されます。

(3) 市民と動物園が生物多様性の保全に向けて取り組むまちへ

条例の理念に共感した市民や企業が民営・市営に関わらず「生物多様性の保全」という動物園の公益的な活動に対して応援しやすい仕組みが構築され、その協力によってさらに動物園の取組が促進され、その成果が市民に還元されるといった好循環が期待されます。

【条例に沿った取組によって期待される効果の例】

